


# 木造住宅を 除却される方は 事前に申請すると

最大 **20万円** もらえます



目的	木造住宅の最低限の安全性の確保を図るため、旧基準木造住宅について耐震化・減災化を促進する事業を実施する方に対して、補助するためです。
対象住宅	<p>昭和56年5月31日以前に着工された一戸建ての住宅、長屋、共同住宅 又は 併用住宅（住宅部分が全体の2分の1以上のものに限る。）</p> <p>以下のいずれかに該当すること。</p> <p>① 容易な耐震診断調査票 で 倒壊の危険性がある と判断された住宅</p> <p>② 西尾市が実施する 無料の耐震診断* の判定値が 1.0 未満の住宅</p> <p>* 令和6年度から、住宅除却を目的とした無料耐震診断は、受け付けていません。</p>
対象工事	<p>対象住宅を 除却* する工事（車庫や倉庫など、居住しない建物は対象外です。）</p> <p>* 原則、住宅1棟全てを除却する必要がありますが、母屋と横屋が渡り廊下でつながっている場合等、構造的に別棟の場合は残せます。詳しくは建築課にご相談ください。</p> <p>注）1つの敷地で受けられる耐震改修費補助は、1回限りです。</p> <p>住宅除却の補助額が20万円未満の場合に、後日、残額の補助を受けることはできません。</p> <p>道路沿いの危険なブロック塀の撤去補助は、一緒に受けることができます。</p> <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;">  <div style="margin-left: 20px;"> <p style="font-size: 2em; font-weight: bold; color: red;">注意！</p> <p>交付<b>決定前</b>に<b>工事着手</b>してはいけません <b>書面</b>での<b>契約</b>が必要です</p> </div> </div>
補助の額	<p>除却工事費の <b>23%</b> の額で、最大 <b>20万円*</b>（千円未満切捨て）</p> <p>* 補助額が20万円になるのは、除却工事費が <b>87万円</b>以上の工事です。</p> <p>敷地内の複数棟の対象住宅をまとめて除却する場合は、除却工事費を合算して算出できます。</p>